

新たな住宅セーフティネット制度の推進について

令和2年8月

住 宅 局

新たな住宅セーフティネット制度の概要

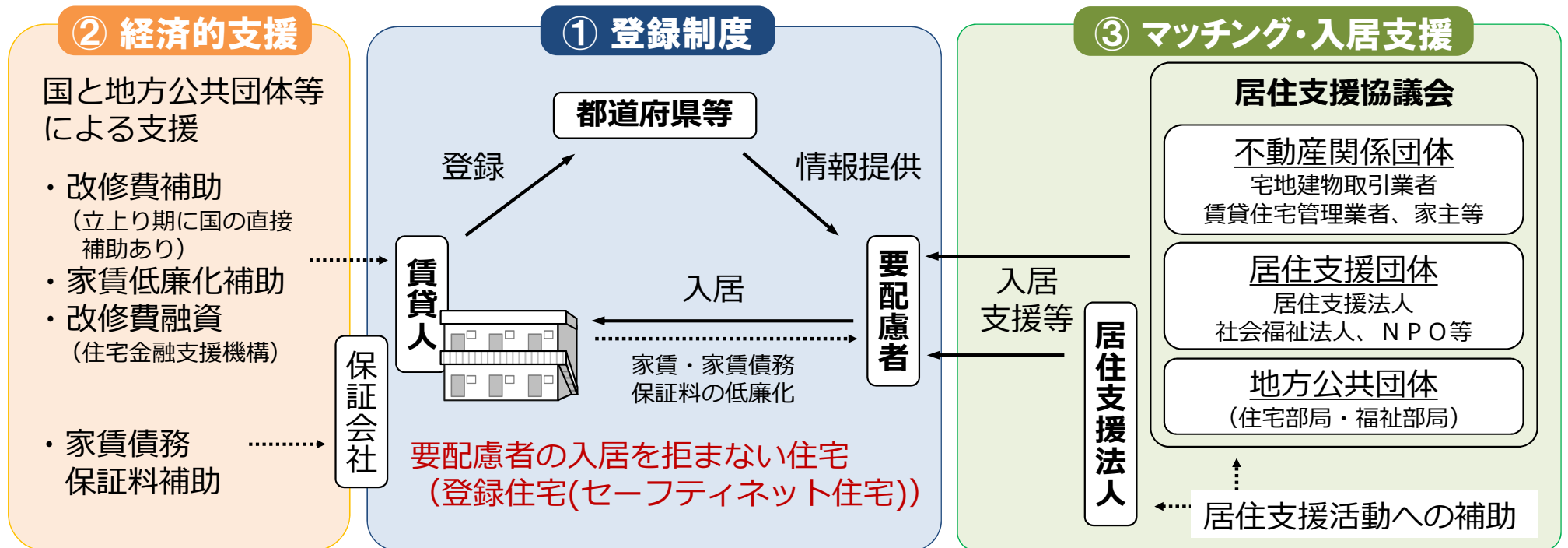
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



新たな住宅セーフティネット制度の施行状況(R2.7.31時点)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律
（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

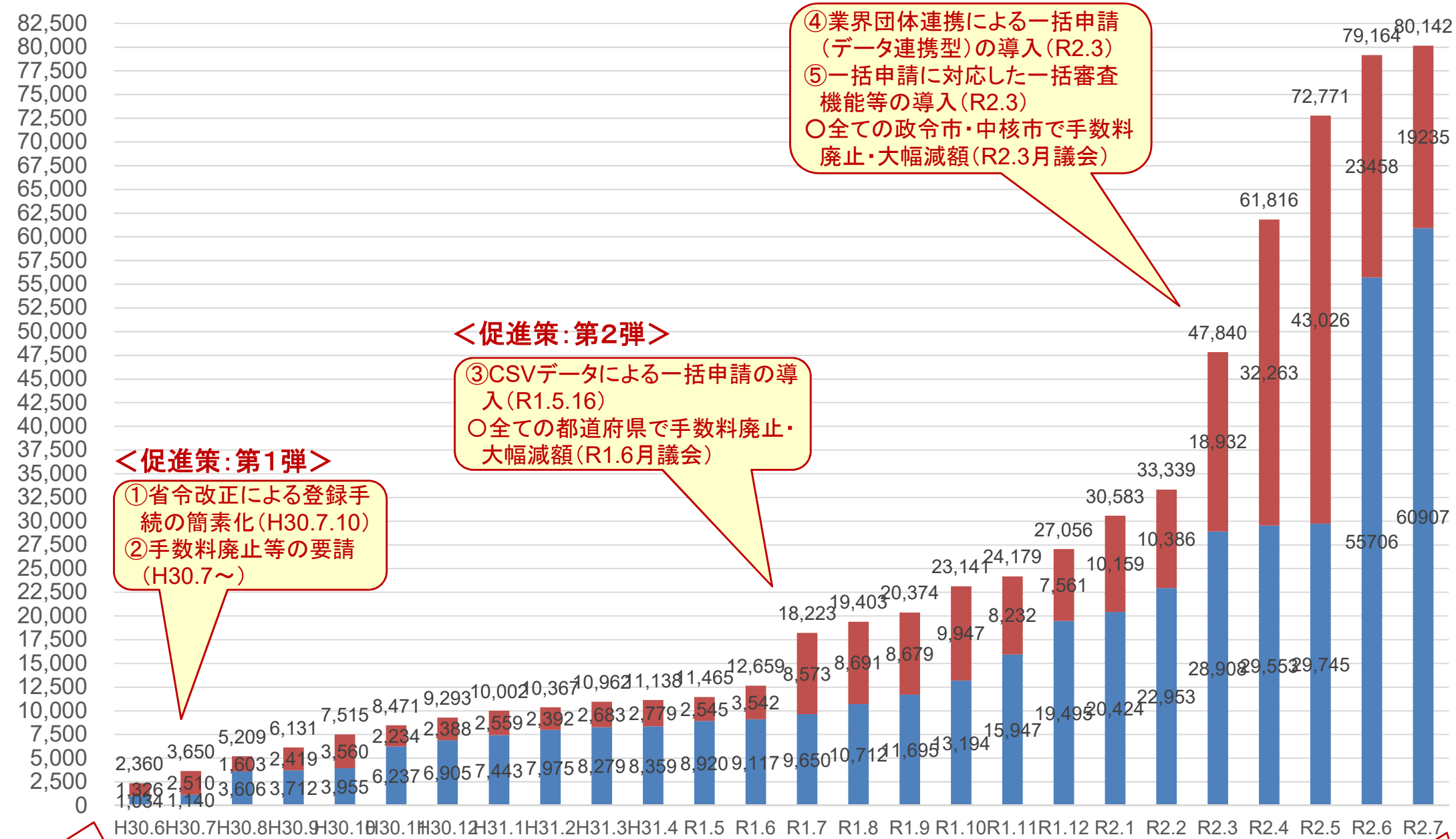
【新たな住宅セーフティネット制度の施行状況】

	施行状況	備考
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	<p>60,907戸 (47都道府県)</p> <p>※受付・審査中の19,235戸を合わせると80,142戸</p>	<p>北海道759戸、青森県381戸、岩手県419戸、宮城県1,217戸、秋田県100戸、山形県345戸、福島県888戸、茨城県34戸、栃木県18戸、群馬県187戸、埼玉県832戸、千葉県499戸、東京都2,358戸、神奈川県301戸、新潟県30戸、富山県642戸、石川県277戸、福井県110戸、山梨県386戸、長野県543戸、岐阜県264戸、静岡県583戸、愛知県14,382戸、三重県402戸、滋賀県200戸、京都府22戸、大阪府18,941戸、兵庫県11,472戸、奈良県17戸、和歌山県195戸、鳥取県830戸、島根県331戸、岡山県87戸、広島県52戸、山口県13戸、徳島県102戸、香川県127戸、愛媛県175戸、高知県11戸、福岡県1,737戸、佐賀県16戸、長崎県62戸、熊本県40戸、大分県397戸、宮崎県7戸、鹿児島県106、沖縄県10戸</p>
居住支援法人の指定	<p>331者 (46都道府県)</p>	<p>北海道16者、青森県2者、秋田県1者、岩手県3者、宮城県5者、山形県1者、福島県5者、茨城県3者、栃木県3者、群馬県2者、埼玉県7者、千葉県13者、東京都33者、神奈川県14者、新潟県2者、富山県1者、石川県4者、福井県5者、山梨県3者、長野県1者、岐阜県4者、静岡県5者、愛知県22者、三重県3者、滋賀県4者、京都府8者、大阪府56者、兵庫県9者、奈良県5者、和歌山県6者、鳥取県2者、岡山県7者、広島県4者、山口県4者、徳島県1者、香川県3者、愛媛県7者、高知県3者、福岡県23者、佐賀県3者、長崎県3者、熊本県14者、大分県4者、宮崎県1者、鹿児島県2者、沖縄県4者</p> <p>※島根県：0者</p>
居住支援協議会の設立	<p>99協議会</p>	<p>47都道府県 52市区町(北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、横浜市、鎌倉市、川崎市、小海町、名古屋市、岡崎市、岐阜市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市)</p>
供給促進計画の策定	<p>35都道府県 14市町</p>	<p>北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、旭川市、盛岡市、千葉市、西東京市、横浜市、川崎市、相模原市、岡崎市、加古川市、倉敷市、福岡市、熊本市、大分市、栃木県茂木町</p>

※家賃債務保証業者の登録：73者

セーフティネット住宅の登録戸数の月別推移(H30.6~R2.7)※月末時点

(戸)



<促進策:第1弾>

- ①省令改正による登録手続の簡素化(H30.7.10)
- ②手数料廃止等の要請(H30.7~)

<促進策:第2弾>

- ③CSVデータによる一括申請の導入(R1.5.16)
- 全ての都道府県で手数料廃止・大幅減額(R1.6月議会)

<促進策:第3弾>

- ④業界団体連携による一括申請(データ連携型)の導入(R2.3)
- ⑤一括申請に対応した一括審査機能等の導入(R2.3)
- 全ての政令市・中核市で手数料廃止・大幅減額(R2.3月議会)

<継続的実施>

- ⑥地方公共団体への直接訪問や全国説明会等(先進的な取組の横展開)、居住支援の推進

改正住宅セーフティネット法の施行(H29.10.25)

目標:17.5万戸(R3.3)

地方公共団体における登録促進に係る取組(R2.2時点)

大阪府の取組

○大阪府では、居住支援協議会活動支援事業(国補助)も活用して事務員を2名雇用し※、個別の事業者に対するセーフティネット住宅の登録のお願いや登録申請に係る申請支援(代行入力)を実施することで、R1年度は約1000戸(R2.1.31時点)を登録。
※協議会で1名(国補助金で雇用(補助金期間以外は協議会会費で雇用))、協議会事務局である府公社で1名(国補助金で雇用)

○また、旧雇用促進住宅の住宅を管理するビレッジハウス・マネジメント(株)の住宅※について、以下の流れで申請支援(代行入力)を行い、H30年度内に4,256戸を登録済み。

- ①ビレッジハウスで申請システムのアカウント登録
- ②ビレッジハウスから府協議会に、申請に必要なデータを送付
- ③府協議会で申請システムに代行入力
- ④ビレッジハウスで確認の後、申請
- ⑤大阪府や各政令市・中核市で審査・登録

※ビレッジハウスでは全国約1,000件、10万戸の旧雇用促進住宅についてリノベーションを行い、敷金・礼金・手数料・更新料の不要な月2万円台からの賃貸住宅を提供。

○その他の事業者に対しても、適宜申請支援(代行入力)を実施。



<ビレッジハウス忠岡1号棟>

名古屋市の取組

○名古屋市では、以前より独自で高齢者の受入れにあたり見守りサービスの商品開発や大家への啓発を進めていた(株)ニッショー(仲介業者)に協力依頼を行い、大家の物件をニッショーが代行入力することで、942戸(R2.2.29時点)を登録済み。

山梨県の取組

○山梨県では、賃貸住宅を扱う宅建業者の許可等の手続きの機会を捉えた制度説明・登録依頼を行うとともに、主に宅建業者への個別訪問を実施し、宅建業者が大家の許可を得た上でその場で県担当者がサポートしながら代行入力を行うことで、386戸(R2.2.26時点)を登録済み。

鳥取県の取組

○鳥取県では、居住支援協議会活動支援事業(国補助)を活用して県協議会が住宅確保要配慮者の入居支援のために「あんしん賃貸相談員」を雇用し、相談員による賃貸人の個別訪問を通じて登録をお願いしている。
○また、システム登録必須項目を抽出した独自のエントリーシートを県ホームページ等により賃貸人へ広く配布し、エントリーシートを提出した賃貸人に対して県担当者による登録申請支援(代行入力)を実施することで、787戸(R2.2.28時点)を登録済み。

セーフティネット住宅(専用住宅)の改修費への支援

住宅確保要配慮者専用の住宅に係る改修費用に対して補助を行う。

〔令和2年度予算〕
 スマートウェルネス住宅等推進事業：250億円の内数
 社会資本整備総合交付金等の内数

	国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】 ※令和2～4年度	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金の内数】
事業主体等	大家等	
補助対象 工事等	①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更、 ②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む)、 ③防火・消火対策工事、 ④子育て世帯対応改修、 ⑤耐震改修、 ⑥居住のために最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く)、 ⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ※上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)も補助対象	<p>子育て世帯対応 (玄関の二重ロック化、ドアの指詰め防止)</p> <p>防火・消火対策 (運動型住宅用火災報知器への変更、スプリンクラー設置、内装不燃化)</p> <p>バリアフリー改修 (手すり、廊下幅、段差解消)</p> <p>耐震改修</p> <p>間取り変更</p> <p>外構バリアフリー化 (エントランスに手すり、スロープ設置)</p> <p>＜対象改修工事のイメージ(例)＞</p>
補助率・ 補助限度額	国1/3	国1/3 + 地方1/3
	国費限度額：50万円/戸 ※①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円/戸加算	
入居対象者	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 (月収38.7万円(収入分位70%)以下) ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額※以下であること。 (75㎡以上の一戸建て、長屋建てはその1.5倍以内の額) ※公営住宅に準じた算定式による50㎡の住戸の家賃額(例 東京都文京区:6.7万円、大阪市:6.4万円、静岡市:5.4万円、青森市:4.4万円)	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他 主な要件	・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること。 ・情報提供やあっせんなど居住支援協議会等との連携が図られていること。	

セーフティネット住宅(専用住宅)の家賃・家賃債務保証料の低廉化支援

住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る費用に対して補助を行う。

〔令和2年度予算〕
公的賃貸住宅家賃対策補助：110.91億円の内数

	家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料の低廉化に係る補助
事業主体等	大家等	家賃債務保証会社等
低廉化対象世帯	月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯 ※ 生活保護（住宅扶助）及び生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金）を受給している世帯を除く。	
補助率・補助限度額	国1/2 + 地方1/2 （国費限度額：2万円/戸・月）	国1/2 + 地方1/2 （国費限度額：3万円/戸・年）
	※ 家賃と保証料に係る支援は、合計して24万円/戸・年を限度として併用可能。	
低廉化前の家賃	近傍同種家賃と均衡を失しないこと。	
支援期間	・ 管理開始から原則10年以内等 ※ ただし、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない場合は、最長20年間	—
その他の要件	・ 高齢者を対象とする場合、高齢者居住安定確保計画等において、対象とする高齢者の考え方及び対象者数を明示すること。 ・ 同一世帯について3年を超えて家賃低廉化を行う場合、住宅確保要配慮者居住支援協議会等が3年ごとに当該世帯の家賃低廉化の継続必要性の審査を行うこと。	—

新型コロナウイルス感染症に係る賃貸住宅分野の対応

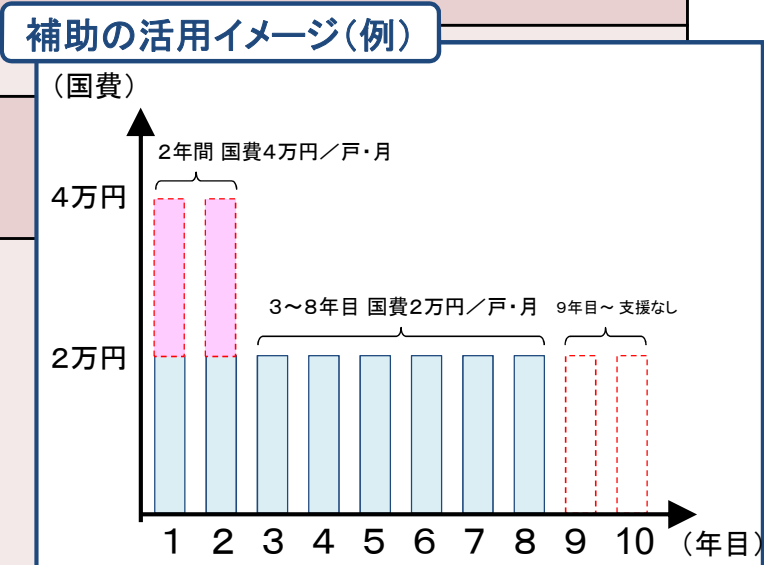
	公的賃貸住宅	民間賃貸住宅
1. 事業主体等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国から地方公共団体に対し、民生部門等と連携して、住まいに不安を抱える方に住宅関係情報を提供するよう要請 (3/11、4/7、4/15、4/21、4/30、5/29) ○ 国から地方公共団体等に対し、住居確保給付金の支給の対象拡大等についての周知等の対応を要請 (4/7、4/21、4/30、5/29、7/17) ○ 国から地方公共団体の住宅部局に対し、窓口情報等の住宅関連情報を福祉部局等へ提供するよう要請(6/2) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国から公営住宅・公社住宅の事業主体に対し、公営住宅等の家賃の支払い猶予等の対応を要請 (3/23) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国から関係団体に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮する民間賃貸住宅の入居者に対して、丁寧な対応や各支援情報の紹介等を行うよう要請 (4/2) ※ 金融庁からの金融機関に対する、賃貸住宅事業者のローンについての返済猶予等に係る柔軟な対応の要請についても周知
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅等について、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等で住宅を失った者について、目的外使用による公営住宅等の提供を要請。(4/7、4/15) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ URにおいて、住まいセンター等の入居者窓口に対し、UR賃貸住宅の家賃の分割払いの協議等の対応を要請 (3/18) 	
2. 入居者等への支援措置		<ul style="list-style-type: none"> ○ セーフティネット住宅の家賃低廉化補助について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した低額所得者等に対し、補助の総額が国費で240万円を超えない範囲で、国費限度額を4万円/戸・月（地方公共団体と合わせて8万円/戸・月）とすることを可能に。(4/7) ○ 先行事例等を周知し、活用を要請(5/22)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対する住まいの確保

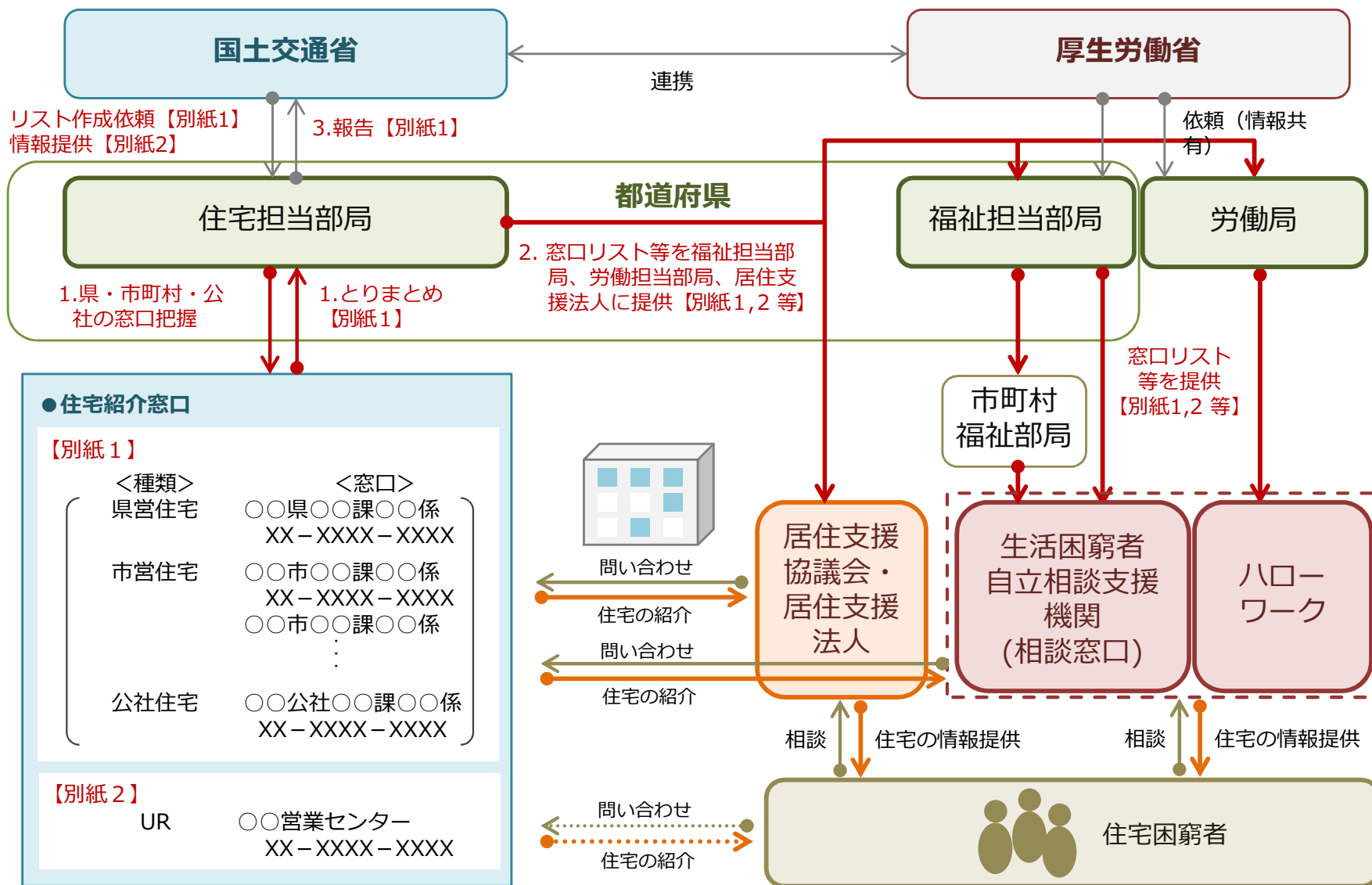
(公的賃貸住宅家賃対策調整補助金(住宅セーフティネット制度関係))

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した低額所得者等を含む住宅確保要配慮者に対し、セーフティネット住宅の家賃低廉化に係る支援を実施する。
→要配慮者の一時的な収入減等に対し、以下(赤字部分)の通り一定の柔軟な対応を可能とする取扱いを行う。

	家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料の低廉化に係る補助
事業主体等	大家等	家賃債務保証会社等
低廉化対象世帯	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 ※生活保護(住宅扶助)及び生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金)を受給している世帯を除く。	
補助率・補助限度額	国1/2 + 地方1/2 (国費限度額: 2万円/戸・月) ※新型コロナウイルス感染症の影響による離職、病気等の事情により収入が著しく減少(収入減少割合が概ね20%以上)し、家賃の支払いが困難となるなど特別の事情があるときは、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない限りにおいて、国費限度額を4万円/戸・月とすることが可能。	国1/2 + 地方1/2 (国費限度額: 3万円/戸・年)
低廉化前の家賃	近傍同種家賃と均衡を失しないこと。	
支援期間	・管理開始から原則10年以内等 ※同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない場合は、最長20年間。	-
その他の要件	・高齢者を対象とする場合、高齢者居住安定確保計画等において、対象とする高齢者の考え方及び対象者数を明示すること。 ・同一世帯について3年を超えて家賃低廉化を行う場合、住宅確保要配慮者居住支援協議会等が3年ごとに当該世帯の家賃低廉化の継続必要性の審査を行うこと。	-



・困窮者からの住まいの相談に対応できるよう、都道府県に依頼し、県や市町村の公営住宅、公社・UR賃貸住宅等の紹介窓口や居住支援法人等の情報をとりまとめて、福祉担当部局等の相談窓口と共有。



要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査（令和元年度実施、回答数1,988件）

世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由（複数回答）		必要な居住支援策（複数回答） ●50%以上 ◎40~49% ○30~39%						
	制限している	条件付きで制限している	第1位 (%)	第2位 (%)	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯	5%	39%	孤独死などの不安(82%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(43%)		◎(49%)		●(61%)			●(61%)
高齢者のみの世帯	3%	35%	孤独死などの不安(60%)	保証人がいない(46%)	○(32%)	◎(48%)		●(58%)			●(50%)
障がい者のいる世帯	4%	35%	近隣住民との協調性に不安(52%)	衛生面や火災等の不安(28%)	◎(42%)	○(32%)		●(60%)	◎(48%)		
低額所得世帯	7%	42%	家賃の支払いに不安(69%)	保証会社の審査に通らない(54%)	○(37%)	●(61%)		○(31%)	○(38%)	○(37%)	
ひとり親世帯	1%	14%	家賃の支払いに不安(50%)	保証会社の審査に通らない(42%)	○(37%)	●(52%)		◎(42%)	○(35%)		
子育て世帯	1%	9%	近隣住民との協調性に不安(40%)	家賃の支払いに不安(34%)	○(38%)	◎(43%)		○(33%)	◎(47%)		
外国人世帯	10%	48%	異なる習慣や言語への不安(68%)	近隣住民との協調性に不安(59%)	◎(43%)	◎(45%)	◎(44%)		●(76%)		10

国土交通省 住宅建設事業調査「住宅確保要配慮者の居住に関する実態把握及び継続的な居住支援活動等の手法に関する調査・検討業務報告書」(令和2年3月)より

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

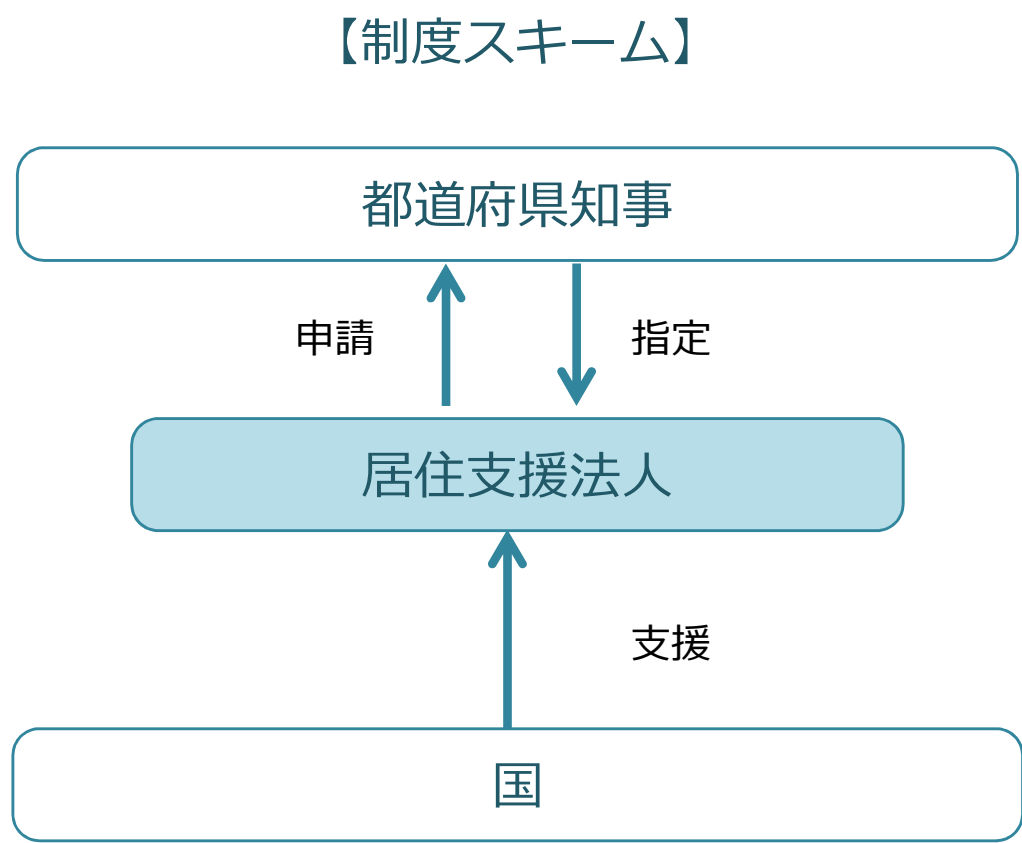
● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

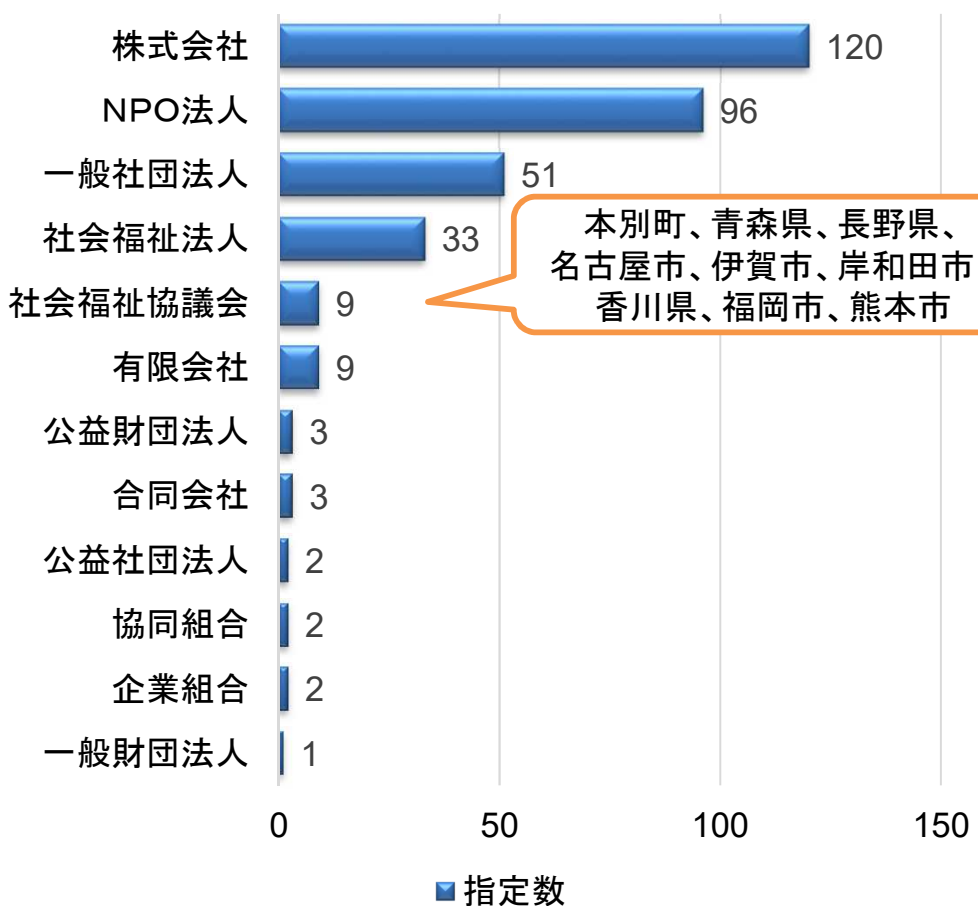
- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R2年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.5億円）の内数



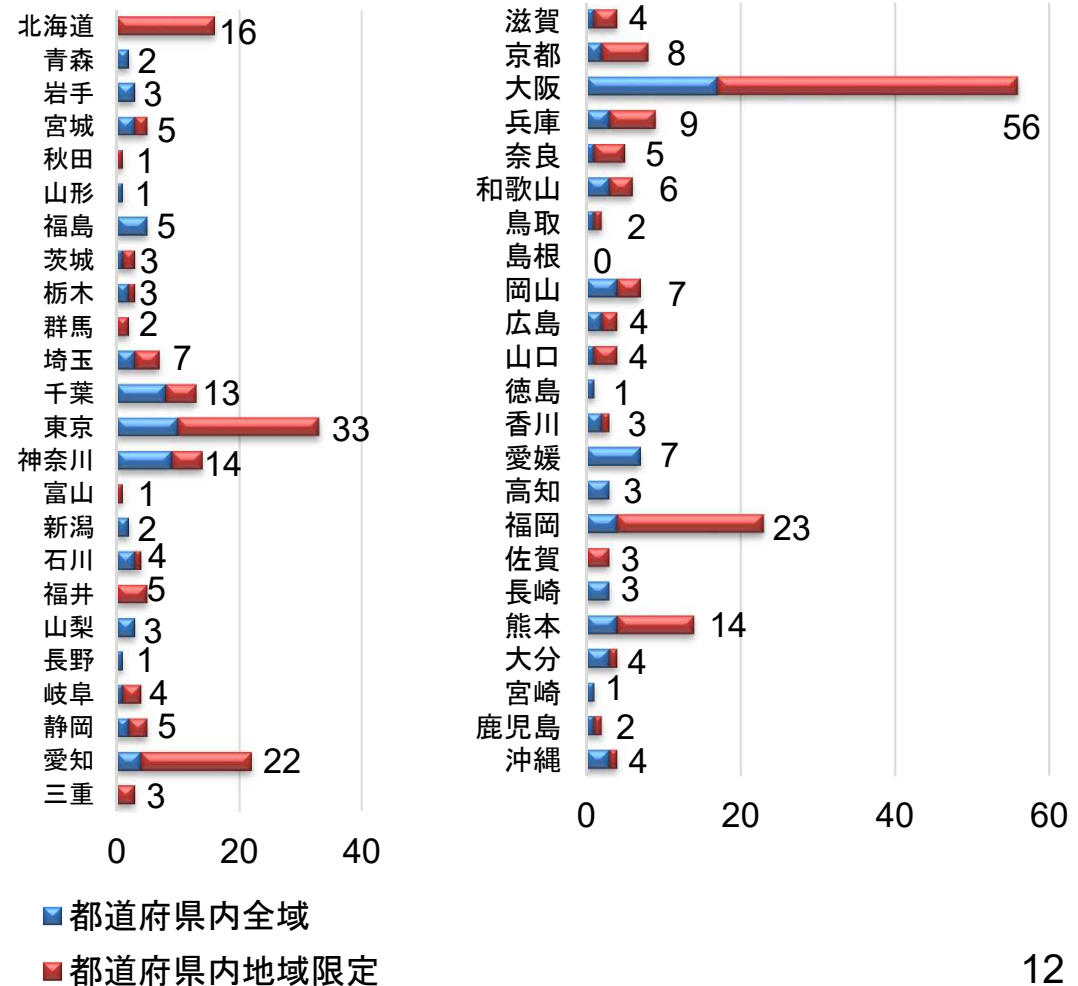
居住支援法人制度の指定状況

- 46都道府県 331法人が指定（R2.7.31時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約65%）
- 都道府県別では、大阪府が50法人と最多指定。指定実績がないのは1県

■ 法人属性別



■ 都道府県別



居住支援法人の取組事例

①ホームレス等の低額所得高齢者に対し、生活・住まいだけでなく「ひとりにしない」支援

NPO法人 抱樸（福岡）

- ・空き家を改修し、高齢者、障害者、刑余者等の住宅確保要配慮者向けの共同住宅と、障がい者グループホームを整備。
- ・生活支援付債務保証等を実施し、賃貸人が安心して住宅確保要配慮者へ賃貸できる体制の構築。

③ひとり親子育て家庭に特化した伴走型サポートを実施

NPO法人 リトルワズ（東京）

- ・NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設し、空き家・空き室とひとり親世帯をマッチング。
- ・生活的基盤を安定するために必要な社会的スキルを身につける自立サポートを実施。
- ・社会的・情動的孤立からの救済のため、イベントやセミナーを開催。

⑤不動産会社とNPOが表裏一体のスタイルで「決して断らない」支援を実現

NPO法人 ワンエイド（神奈川）

- ・不動産会社とNPO法人の2つの立場で、住宅探しから生活相談まであらゆる相談に対して断らずに支援。
- ・フードバンク活動も併せて展開。

②要配慮者が希望する物件を法人が借り上げて住まいと見守りを提供

社会福祉法人悠々会（東京）

- ・要配慮者へのヒアリングにより、希望にあった物件を探し、法人として一部屋ごとにサブリース契約を締結。
- ・家主への支払いを減額した分で、入居後の24時間見守りサービスや日常生活支援を実施。

④外国人に特化して多言語による入居や退去の相談・支援を実施

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター（神奈川）

- ・多言語コーディネータースタッフによる入居相談の受付。
- ・多言語対応の住宅借り方マニュアル等のパンフレット作成。
- ・物件説明や契約の際など必要に応じて通訳ボランティアを派遣。

⑥住まいの確保と住まい方の包括支援を社協として実施

熊本市社会福祉協議会（熊本）

- ・賃貸借契約時に求められる保証を社協が行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を実施。

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 99協議会が設立（令和2年7月31日時点）

- 都道府県（全都道府県） この他、60市区町村で設立検討中
- 市区町（52市区町） （うち19市区町村が令和3年度までに設立予定）

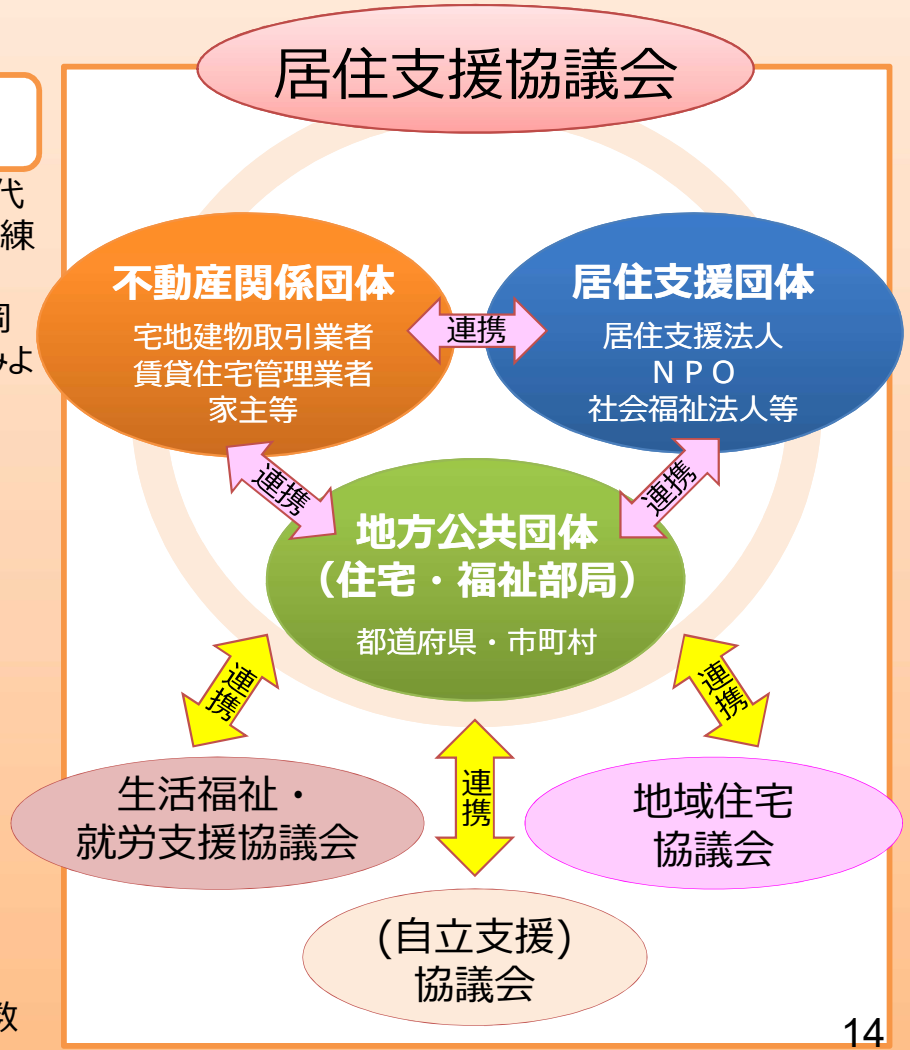
北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、練馬区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和2年度予算〕
共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.5億円）の内数



住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。 ※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

構成員

<厚生労働省>

子ども家庭局長
社会・援護局長
障害保健福祉部長
老健局長

<国土交通省>

住宅局長

<法務省>

矯正局長
保護局長

※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

議題(案)

○第1回連絡協議会（令和2年8月3日開催）

- ・各省の施策の現状・課題等
- ・各関係団体からの報告(コロナ禍を含む現状と課題等)
- ・地方支分部局のブロック単位での連携体制構築

<福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会

<住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人日本賃貸住宅管理協会(日管協)
- ・公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)
- ・公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
- ・公益社団法人全日本不動産協会(全日)

<矯正・保護関係>

- ・更生保護法人全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構

今後の地方ブロックにおける福祉・住宅行政等の連携

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、地方ブロック単位で**地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会**（以下「委員会」という。）が連携して、情報交換やヒアリング等を行うことにより地方公共団体等への支援に取り組む。

厚生労働省

北海道厚生局(札幌市)、東北厚生局(仙台市)、関東信越厚生局(さいたま市)、東海北陸厚生局(名古屋市)、近畿厚生局(大阪市)、中国四国厚生局(広島市)、九州厚生局(福岡市)

法務省

※委員会是对应する矯正管区に連絡

北海道委員会(札幌市)、東北委員会(仙台市)、関東委員会(さいたま市)、中部委員会(名古屋市)、近畿委員会(大阪市)、中国委員会(広島市)、四国委員会(高松市)、九州委員会(福岡市)

連携

国土交通省

北海道開発局(札幌市)、東北地方整備局(仙台市)、関東地方整備局(さいたま市)、北陸地方整備局(新潟市)、中部地方整備局(名古屋市)、近畿地方整備局(大阪市)、中国地方整備局(広島市)、四国地方整備局(高松市)、九州地方整備局(福岡市)、沖縄総合事務局(那覇市)

連携

連携

■居住支援協議会等に係る情報交換会

地域の実情を踏まえた、よりきめ細やかな居住支援を実施するため、居住支援協議会について、体制構築や運営にあたってのハードルを洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等を通じて、市区町村単位の設立促進等を図る。

- 北海道開発局、北海道厚生局、北海道委員会(矯正管区含む。以下同じ。)
- 東北地方整備局、東北厚生局、東北委員会
- 関東地方整備局、関東信越厚生局、関東委員会
- 中部・北陸地方整備局、東海北陸厚生局、中部委員会
- 近畿地方整備局、近畿厚生局、近畿委員会
- 中国地方整備局、中国四国厚生局、中国委員会
- 四国地方整備局、四国厚生支局、四国委員会
- 九州地方整備局、九州厚生局、沖縄総合事務局、九州委員会

■三地方支分部局の開催会議の相互参加 等

＜厚生局主催の主な実績＞

地域包括ケア推進都県協議会、地域包括ケア推進政令市協議会、地域包括ケア推進課長会議、地域包括ケアに関する市町村向けセミナー、若年性認知症施策担当者会議

＜地方整備局主催の主な実績＞

すまいづくり推進会議、大規模集合住宅勉強会

＜委員会主催の会議(予定)＞

福祉事例研究会

※上記のほか、住宅・福祉分野等に係る議題について、随時、相互参加する等により連携を実施

住まい支援の国・地方の連携体制のイメージ

- 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等の住まい・生活・自立に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**全国・地方ブロック・都道府県・市区町村の4層の圏域ごとに、福祉分野・住宅分野等の緊密な連携が必要。**
- 従来から構築された関係3省と関係団体の分野ごとの情報伝達・協議を行う連絡調整により、4層の方向性を合わせる必要。

住まいの連携強化のための連絡協議会

- **厚生労働省、国土交通省及び法務省の関係7部局並びに関係15団体**による**情報共有や協議**。(令和2年に開催予定)
- 全国のそれぞれの分野のトップクラスが一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら今後の対応の方向性を確認。

居住支援協議会等に係る情報交換会

- **地方厚生局及び地方整備局、地方更生保護委員会**による**情報共有や協議**。
- 地方ブロック単位の3省の行政担当者が一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら都道府県や市区町村の取組を支援。

都道府県居住支援協議会

- 都道府県の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による**情報共有や協議**。
- 県内の関係者と取組を共有し、市区町村協議会の設立・活動支援、SN住宅登録や居住支援法人指定の促進に向けた住宅SN制度の普及・啓発等の実施。

市区町村居住支援協議会

- 市区町村の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による**情報共有や協議**。
- 民間賃貸住宅の賃貸人（貸し手）の不安の払拭を含めた、個別の住宅確保要配慮者（借り手）への居住支援を実施。

3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整

